

**市民の定義について**

パブリック・コメントの中で「市民」の定義についてもたくさんのご意見が寄せられています。ほとんどが「市内在住者以外を市民に含めることの不平等感、混乱」を訴えた内容でした。このことについても市民会議の中でかなり議論したところですので、再度整理し確認していきます。

**市民会議の意見**（第11、12回会議録より）

- 市外に出た若い人たちが実家に帰った時などに活動に参加してもらいたい。
- 県域での活動が増えてきている。
- まちづくりに関わりたい人はどんどん関わってほしいという思いの表現。
- 山口情報芸術センターは世界に向けてアートを発信している、山口市が誇る文化施設。その中で山口に興味持つ市外の人と活動することにより、住んでいるとわからない山口のよさをたくさん発見できた。それを広く市民に還元していくためには重要な定義。
- 実際に市外からまちづくりに参加する人もいるという現状があるので定義している。
- 山口市のスタンスとして、例え山口に住んでいない方でも、まちづくりに貢献している方にはどんどんきて欲しいという開放性やまちづくりに対する意欲を意味している。山口市の姿勢を示しているもの。
- 市民を広く捉えることにより、住民以外があまりに多く権利を主張し始めると、住民側のモチベーションも下がり、トラブルになる可能性もある。全てを平等にするには慎重さがあるので、市内に居住するということを強調する文言の工夫は必要だと思う。など

以上を踏まえて条例素案では・・・

- ①市内に居住している者
  - ②市内に通勤又は通学している者と市内で公共的な活動をしている者又は団体
- このように、「市民」については「住民」を基本に考え、市民の範囲を広げて定義しました。



# 協働のまちづくり 市民会議



第17回

★日 時★

平成20年9月12日（金）

18:30～21:00

★場 所★

山口総合支所第10・11会議室

★テーマ★

## 『提言書についての協議』

★本日のプログラム★

18:30 あいさつ・プログラム説明

18:35 パブリック・コメントについての協議

19:25 提言書についての全体協議

20:55 次回の会議について

21:00 終了 アンケート記入

※会議の進行状況を見て、プログラムを変更することがあります。

### ◆今後の予定

提言書の提出にむけて、再度条例素案を確認し、考え方を共有していきます。

#### 第18回 9月25日（木）

○提言書の確認

9/29  
提言書提出予定

#### 第19回 10月

○（仮称）協働推進プランについて

10月以降も、2回程度市民会議は開催する予定です。よりよい協働に向けてのプランに対するご意見をお願いします。

# 条例素案提言まであと一歩！

8月に行ったパブリック・コメントには、13名の方から43件の貴重なご意見が寄せられました。ほとんどがすでに市民会議で協議された内容でした。その中でも目立った意見や対照的な意見がありましたので、これまでの会議録を基に市民会議の考えをまとめてみました。

## パブリック・コメント

自治会の特任しを！

○第2条地域コミュニティに関して、各種団体を一括してありますが、「自治会」は大きな役割を担うので単独で規定し、役割を明確にして欲しいです。  
○各種団体を一括りにしないで、自治会は単独で規定し、役割を明確にして欲しいです。自治会は大きな役割を担っていると思われるので是非、再考をお願いします。  
○地域コミュニティの主体は、自治会を中心とするよう改正してほしい。PTA や婦人会とあるが、自治会の役員とかねてることも多い。また、全部同等にするより地域の活性化も考えるなら、自治会を中心に進めるべきではないか。

自治会に強制加入をせぬの？

第3条「基本理念」の【意見等】の「住民自治」の充実に、あらゆる人・組織へのまちづくりへの参加、協力が必要である」や第5条「市民の役割」の【意見等】の「市民は積極的に自治会活動やコミュニティ活動に参加することが必要」を読んで不安でいっぱいになりました。  
これは任意団体である自治会・町内会・子供会・老人会・PTA等の団体が、地域住民に強制加入を強いているお題目であるところの、「行政も私たちの活動を推奨しているから入らない方がおかしいという考え方から出た意見だ」と思うのですが。

自治会行事への参加は負担！

第8条(人づくり)の【条文の説明】の内容は、現町内会・自治会のあり方が原因になって発生した問題です。  
ざっとご近所を見回しても、生活時間帯や家庭の事情など多種多様です。ここに「昔からこうやってきた」という理由で多くのイベントや活動への参加を強制されれば、昔と違った働き方や、昔では考えられなかった家庭の事情を抱えた世帯は、役員を引き受けるどころか自治会へ所属することすら難しいのです。私には、地域コミュニティに行政サービスを丸投げする意図しか見えてきません。

## これまでの協議をまとめた回答案(要旨)

住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団は「自治会」だけではなく、子ども会や老人クラブ、PTAなども地域性と共同意識を基盤に、自主的に形成され、課題解決に向けて自ら取り組んでいます。それらの団体同士、市民活動団体との連携も必要と考えています。

個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を目的とし「まちづくりに主体的に参加してほしい」という思いを謳っているもの。【条文の説明】にあるとおり、参加しないことによって不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。

行政は地域課題の解決を押し付けている訳ではありません。地域の課題は地域が一番わかっているため、まずは地域が知恵を出して、主体性を持って取り組み、地域だけでできないところは、まちづくりの主体である市民と行政、市民同士が相互に協力し、連携して進めていくことが重要であると考えています。そのためには、活動拠点の整備、意識啓発、情報発信などの環境づくりや地域や市民活動が活性化するための人づくりが非常に重要です。

**自治会**については、市民会議でも時間をかけて議論したところでした。そしてその重要性については、委員の誰もが異論のないところでした。地域を支えているのは、組、班、区、自治会(自治会連合会)、子ども会、婦人会、老人クラブ等の各種団体があるということ、それらの団体の連携や協力を促進するとともに、地域内の相互扶助や共助の精神を醸成しながら、地域コミュニティ機能の低下に歯止めをかけ、「市民主体・市民が主役の地域社会」の実現をめざしていきたいという思いで条文を作ってきました。もちろん個人個人の事情も加味して、参加しないことにより不利益な扱いを受けないということもグループワークの中の意見としてでてきています。(市民会議第7回・8回の中で協議)